

審 査 基 準

令和2年1月10日作成

法 令 名：風俗営業等適正化法
根 拠 条 項：第10条の2第1項
処 分 の 概 要：特例風俗営業者の認定
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 風俗営業等適正化法第10条の2第2項（認定申請の手続） 風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第5条（特例風俗営業者の認定申請書の添付書類） 風俗営業等適正化法施行規則第24条（特例風俗営業者の認定の基準）、第25条（特例風俗営業者の認定申請の手続）
審 査 基 準： 風俗営業等適正化法第10条の2第1項第2号 「受けるべき事由が現に」ある場合とは、いまだ処分をするには至っていないものの、処分をするに足りる事由を当該公安委員会が認知していることをいい、例えば、処分に係る聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前又はその途中で認定の申請がなされた場合等が当たる。
標 準 処 理 期 間：申請に係る営業所の実態調査を行った日から30日
申 請 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課
問 合 せ 先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安課(092-641-4141 内3184)
備 考： 法令の規定の解釈については、警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」を参照すること。